

2 0 2 3 年 7 月 2 1 日

各 位

(一社) 東京都卓球連盟

会 長 小 川 敏 夫

公印
省略

理事長 唐 橋 和 之

公印
省略

一般社団法人東京都卓球連盟『2023年度賛助会員』募集について

拝啓 時下益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、本連盟の事業運営のため、格別なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本連盟は、諸先輩各位の献身的な努力により礎かれた伝統を継ぎ、東京都における卓球の普及発展、技術水準の向上、指導者育成等に力を傾注し、実績を上げて参りました。

従来からの基本方針として、《①事業執行に関連する費用は、大会参加料相当額とする。②事務室賃料、事務局員費用、会議費、通信費等の事務局経費は原則として加盟会員からの年会費で賄うこと。》としておりますが、皆様のご厚志であるご寄付あるいは賛助金を得て連盟運営が成り立っているのが現状です。経費を極力節減するよう努めて参りますが、本連盟事情をご賢察いただき、ご協力いただければ幸いです。

なお、『2023年度 賛助会員特典』といたしまして、①天皇杯・皇后杯 全日本卓球選手権大会（一般・ジュニアの部）（2025年1月開催、土日のみ対象予定）②TOKYO OPEN 2025 第77回東京卓球選手権大会（2025年3月開催予定）に無料でご入場いただける賛助会員証を、1口につき1枚交付いたします。賛助会員証は毎日利用することが出来、各大会を連日ご観戦いただく方には大変お得なカードです。

詳細は次頁の募集要項のとおりです。皆様、是非とも本連盟事業にご賛同賜わり、財政面でご支援いただきます賛助会員としてご入会くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

■注意事項

★賛助会員特典は都合により内容が変更となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

2023年度 賛助会員 募集要項

賛助会員証 有効期間

2024年4月1日～2025年3月31日（1年間）

1. 年間賛助会員費 及び 有効期間

1口につき 10,000円

賛助会員証 有効期間 2024年4月1日～2025年3月31日（1年間）

2. 申込方法 及び 〆切期日

◎『賛助会員継続・新規加入申込書』にご記入の上、下記宛ご送付願います。

<送付先> 〒160-0023

新宿区西新宿7-18-5 VORT西新宿402

一般社団法人東京都卓球連盟

TEL 03-5389-2965 FAX 03-5389-2987

◎〆切期日 2024年2月29日(木)

3. 募集対象

- | | |
|-------------------------------|------------|
| (1) 昭和45年度以降の既加入賛助会員 | (継続 続) |
| (2) 本連盟役員 | (継続 又は 新規) |
| (3) 各区市町村卓球連盟 | (") |
| (4) 本連盟加盟会員(個人名または社名・チーム名でも可) | (") |
| (5) 卓球用品製造・卸・販売業者 | (") |
| (6) その他、卓球愛好者及び審判員 | (") |

4. 賛助会員の特典

下記大会に無料でご入場いただける賛助会員証を、1口につき1枚交付いたします。

賛助会員証は毎日利用することが出来、下記の大会を連日ご観戦いただく方には大変お得なカードです。

▽対象大会▽

①天皇杯・皇后杯 全日本卓球選手権大会（一般・ジュニアの部）

（2025年1月開催、土日のみ対象予定）

②TOKYO OPEN 2025 第77回東京卓球選手権大会（2025年3月予定）

※各大会とも、賛助会員証1枚につき1日1名ご入場いただけます。

※賛助会員特典は都合により内容が変更となる場合もございます。

あらかじめご了承ください。

2023年度

賛助会員 継続・新規 加入申込書

(継続・新規のいずれかを○で囲んでください。)

年 月 日

一般社団法人東京都卓球連盟

会長 小川 敏夫 様

『賛助会員』の継続(又は新規)募集に関する貴下の趣意を諒とし、下記のとおり賛助会員の申込みをいたします。

記

1. 会 費 _____ 円 (金額 _____ 円)
2. 納入方法 会 費 A. 直接納入 B. 書留郵便 C. 口座振込
(いずれかを○で囲んでください。)

3. 会 員 名

団 体 (チーム、会社、連盟 等)

所 在 地 _____ 〒

法 人 名 _____ ㊞

連絡者名 _____

(㊞)

個 人

所 在 地 _____ 〒

ご 氏 名 _____ ㊞

(㊞)

(注) 口座振込の場合は、

みずほ銀行 新宿新都心支店 普通 1892890 一般社団法人東京都卓球連盟

をお願いいたします。